

不祥事件の発生について

平成30年7月6日
愛媛信用金庫

この度、当金庫におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的に大きな役割を担い、信用を第一とする金融機関にあって、このような事態を招きましたことを深く反省いたしますとともに、お取引をいただいておりますお客様をはじめ、地域の皆様、ならびにご関係の皆様にも多大なるご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 概要

当金庫今治支店の元職員（平成30年7月5日退職）が、集金時に現金の一部を着服していたという事案が、本年6月26日に判明いたしました。

本件は、渉外係であった元職員が平成29年12月から平成30年6月の間に、訪問集金を行ったお客様のうちの2先からお預かりした現金の全額を口座に入金せず、その一部、累計390,000円を着服したものです。

2. 対応

着服による被害額については、元職員から全額弁済されております。

該当のお客様に対しましては、事故の概要についてご説明のうえ、深くお詫びし、ご了解をいただいております。

3. 人事処分

元職員は、懲戒解雇処分といたしました。また、役付役員および関係者については、内規に基づき人事処分を実施いたしました。

4. 再発防止

当金庫では、今回の事件発生を厳粛に受け止め、不祥事件発生防止及び信頼回復に向け、更なる法令遵守、事務管理、人事管理、内部監査等の内部管理態勢の充実・強化に、役職員一同全力で取り組んでまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

愛媛信用金庫 経営企画部

Tel : 089-946-1128